

奈良県告示第三百四十一号

奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例（平成二十六年七月奈良県条例第九号）附則第四項の規定によりその例によることとされる同条例第一条の規定による改正後の奈良県農業大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）第十一条第四項の規定により、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 指定管理者となる団体

東京都渋谷区恵比寿四丁目一七番三号 株式会社ひらまつ 代表取締役 平松博利

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで